

# 特定公益増進法人について

「公益財団法人」は財務省の定める「特定公益増進法人」に該当します。教育や科学の振興、文化向上、社会福祉への貢献その他「公益の増進に著しく寄与する法人」として、所得税法第78条及び所得税法施行令第217条、法人税法第37条及び法人税法施行令第77条に規定されているもので、特定公益増進法人に対する寄付は、その支出について税法上の優遇措置を受けることができます。

## 個人によるご寄付

### A 所得税における優遇措置

寄付金控除・・・(1) 所得控除と(2) 税額控除の選択ができます。

#### (1) 所得控除

総所得金額の40%または寄付金の額の、いずれか少ない金額

$$- 2 \text{ 千円} = \text{寄付金控除額}$$

(確定申告添付書類：当法人発行の領収書)

#### (2) 税額控除

総所得金額の40%または寄付金の額の、いずれか少ない金額

$$- 2 \text{ 千円} \times 40\% = \text{寄付金控除額} \quad *$$

※ 所得税額の25%限度

(確定申告添付書類：当法人発行の領収書、税額控除証明書の写)

### B 個人住民税における優遇措置

東京都に住民登録をされている方の場合は、公益財団法人への寄付金は個人住民税控除の対象となります。その他の道府県における条例での取り扱いについては、お住まいになられている道府県税事務所、または市区町村の税務担当窓口にお問い合わせください。

### C 相続税における優遇措置（租税特別措置法第70条）

相続により受け継いだ財産について、相続税の申告期限内に行なわれた公益財団法人へ寄付された財産については、相続税の対象とされません。

その他、当研究所個人会員会費および寄付に関する件については、こちらまでご連絡ください。

公益財団法人 日本国際問題研究所

T E L : 03-3503-7261 (経理財務課)

F A X : 03-3503-7292

E-m a i l : koj@jiia.or.jp